

厚生労働省国民保護計画の修正について（令和８年４月１日厚生労働省発科０４０１第５号）

○ 厚生労働省国民保護計画（平成１３年２月１４日厚生労働省発総第１１号制定、令和７年４月１日厚生労働省発科０４０１第２０号最終修正） 新旧対照表
（傍線部分は修正部分）

新	旧
厚生労働省国民保護計画 総論 （略） 第１章 実施体制の確立 第１節 （略） 第２節 平素における措置 １ （略） ２ 保険・衛生に係る体制の整備 （１） 地域における健康危機管理体制の整備 ○ 厚生労働省関係部局は、厚生労働省と都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。 ○ 厚生労働省関係部局は、保健所、地方衛生研究所等の広域的な連携及び応援体制の整備の推進に努める。 ○ 厚生労働省関係部局は、都道府県に対して、保健所が地域における健康危機管理体制の拠点として、また、地方衛生研究所等がその技術的・専門的支援機関としての体制整備が図れるように支援する。 ○ 厚生労働省関係部局は、都道府県が交代要員その他の職員の配置を図り、２４時間即応可能な体制を確保することに関し、平素から助言を行うものとする。 （２） （略） ３ （略） 第３節 （略） 第２章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項 １～７ （略） ８ 安全の確保 ○ 厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連	厚生労働省国民保護計画 総論 （略） 第１章 実施体制の確立 第１節 （略） 第２節 平素における措置 １ （略） ２ 保険・衛生に係る体制の整備 （１） 地域における健康危機管理体制の整備 ○ 厚生労働省関係部局は、厚生労働省と都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。 ○ 厚生労働省関係部局は、保健所、地方衛生研究所等の広域的な連携及び応援体制の整備の推進に努める。 ○ 厚生労働省関係部局は、都道府県に対して、保健所が地域における健康危機管理体制の拠点として、また、地方衛生研究所がその技術的・専門的支援機関としての体制整備が図れるように支援する。 ○ 厚生労働省関係部局は、都道府県が交代要員その他の職員の配置を図り、２４時間即応可能な体制を確保することに関し、平素から助言を行うものとする。 （２） （略） ３ （略） 第３節 （略） 第２章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項 １～７ （略） ８ 安全の確保 ○ 厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連

携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（国立健康危機管理研究機構、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所、医薬品製造所）の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全確保のための必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に、十分に配慮するものとする。

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

- 厚生労働省関係部局（大臣官房、医政局、社会・援護局）は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。
- 地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。

携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全確保のための必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に、十分に配慮するものとする。

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

- 厚生労働省関係部局（大臣官房、医政局、社会・援護局）は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。
- 地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。

- 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。
- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、警報を迅速かつ確実に伝達するための情報収集のツールとして、災害保健情報システム及び国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所等へ伝達するものとする。
- なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシステムがG S S G－N E T、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。

第2節 （略）

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第1節～第2節 （略）

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(1) ～ (4) ① （略）

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等

- 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。
- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、警報を迅速かつ確実に伝達するための情報収集のツールとして、災害保健情報システム及び国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。
- なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシステムがG S S G－N E T、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。

第2節 （略）

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第1節～第2節 （略）

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(1) ～ (4) ① （略）

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等

を提供するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、使用された病原体等の特性に応じた疫学調査、診断及び治療方法に関する情報提供、疫学調査、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うとともに、医政局及び医薬局と連携して医薬品等の供給についての的確な支援を行うものとする。
- 厚生労働省医政局は、厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部の専門的及び技術的な知見に基づく協力を受け、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救護班の編成、派遣救急医療派遣チームの現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、医療活動を行うものとする。

③化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省医政局は、原因物質が特定された場合は、関係部局の協力を得て、その特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 上記のほか、厚生労働省医政局は、救急医療派遣チームの派遣及び救護班の編成、派遣等を依頼し、などの医療活動を行うものとする。

第4節～第6節 (略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

1～3 (1) (略)

(2) 武力攻撃事態等における措置

①人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素の取扱所

国民保護法施行令第28条における人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素として別添として掲げるものの取扱所（以下「取扱所」という。）に関しては、以下のとおり対処する。

- 取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局（以下「事業等所管部局」という。）は、状況に応じ、取扱所における保有・管理状況

を提供するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、使用された病原体等の特性に応じた疫学調査、診断及び治療方法に関する情報提供、疫学調査、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 厚生労働省医政局は、厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部の専門的及び技術的な知見に基づく協力を受け、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、医療活動を行うものとする。

③化学剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省医政局は、原因物質が特定された場合は、関係部局の協力を得て、その特性に応じた診断及び治療方法の情報提供、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。
- 上記のほか、厚生労働省医政局は、救急医療派遣チームの派遣及び救護班の編成などの医療活動を行うものとする。

第4節～第6節 (略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

1～3 (1) (略)

(2) 武力攻撃事態等における措置

①人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素の取扱所

国民保護法施行令第28条における人の生命、身体、財産に重大な危険を生じさせるおそれのある生物剤・毒素として別添として掲げるものの取扱所（以下「取扱所」という。）に関しては、以下のとおり対処する。

- 取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局（以下「事業等所管部局」という。）は、状況に応じ、取扱所における保有・管理状況

につき、都道府県又は関係団体と緊密な連絡をとりつつ、速やかに報告を聴取する。 ○ 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、危険が切迫している場合又は緊急に広域的対応が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときには、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、取扱所の管理者に安全確保措置の実施を要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。 ○ 事業等所管部局は、取扱所等に係る武力攻撃災害が発生したときは、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に実施する。 ○ 事業等所管部局は、都道府県等から支援の求めがあったときは、指導、助言、連携体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など取扱所の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。また、自らの必要があると認めるときは、支援を行う。 ○ 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、国民保護法第 103 条に定める取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。また、事業等所管部局は、当該措置の実行後、取扱所に対し、速やかに報告するよう求める。 第2節 (略)	につき、都道府県又は関係団体と緊密な連絡をとりつつ、速やかに報告を聴取する。 ○ 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、危険が切迫している場合又は緊急に広域的対応が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときには、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、取扱所の管理者に安全確保措置の実施を要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。 ○ 事業等所管部局は、取扱所等に係る武力攻撃災害が発生したときは、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に実施する。 ○ 事業等所管部局は、都道府県等から支援の求めがあったときは、指導、助言、連携体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など取扱所の安全確保のため必要な支援を行うよう努める。また、自らの必要があると認めるときは、支援を行う。 ○ 事業等所管部局は、取扱所からの報告による情報に基づき、国民保護法第 103 条に定める取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置の実施が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に講ずる。また、事業等所管部局は、当該措置の実行後、取扱所に対し、速やかに報告するよう求める。 第2節 (略)
第3節 NBC攻撃による災害への対処	第3節 NBC攻撃による災害への対処
1 共通事項	1 共通事項
(1) 平素からの備え ○ 厚生労働省関係部局は、保健所、地方衛生研究所等の職員に対してNBC攻撃による災害に係る研修の推進を図る。	(1) 平素からの備え ○ 厚生労働省関係部局は、保健所、地方衛生研究所の職員に対してNBC攻撃による災害に係る研修の推進を図る。
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
第4節 保健衛生の確保その他の措置	第4節 保健衛生の確保その他の措置
1～4 (略)	1～4 (略)
5 地域における衛生状況の確保 ○ 厚生労働省関係部局は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に高齢者、障害者等災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとし、必要に応じ、地方公共団体に対して、適切	5 地域における衛生状況の確保 ○ 厚生労働省関係部局は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に高齢者、障害者等災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとし、必要に応じ、地方公共団体に対して、適切

な助言を行う。 ○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、保健所が保健医療機関と連携しつつ、避難先地域に対して衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行えるよう助言を行う。 また、厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じて被災者等の肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防などの健康管理などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。 ○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。	な助言を行う。 ○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、保健所が保健医療機関と連携しつつ、避難先地域に対して衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行えるよう助言を行う。 また、厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じて被災者等の肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。 ○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。
第5節 （略）	第5節 （略）
第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項	第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項
第1節 情報の収集・提供 1 平素からの備え ○ 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを利用し、情報の収集・整理に努めることとされている。 ○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（国立健康危機管理研究機構、厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所、医薬品製造所）の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。	第1節 情報の収集・提供 1 平素からの備え ○ 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを利用し、情報の収集・整理に努めることとされている。 ○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。
2 （略）	2 （略）
第2節～第4節 （略）	第2節～第4節 （略）
第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項	第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項
第1節 国民生活の安定 1 （略）	第1節 国民生活の安定 1 （略）
2 社会保険関係 （1） 医療保険 ○ マイナ保険証等を提示できない場合被保険者証紛失等に関する措置 厚生労働省関係部局は、都道府県及び関係機関と十分な連携を図り、マ	2 社会保険関係 （1） 医療保険 ○ 被保険者証紛失等に関する措置 厚生労働省関係部局は、都道府県及び関係機関と十分な連携を図り、被

イナ保険証や資格確認書等被保険者証を紛失したこと等により、被災者がマイナ保険証等被保険者証を提示できない場合における、保険医療機関での受診手続について、関係機関等を通じて周知に努める。 ○ 被保険者の一部負担金等に関する措置 厚生労働省保険局は、国民健康保険制度等における一部負担金等に関する徴収猶予や減免等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。 ○ 保険料納付に関する措置 厚生労働省保険局は、国民健康保険制度等における保険料に関する徴収猶予や減免等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。 ○ 診療報酬等の審査、支払い体制 厚生労働省関係部局は、市町村、健康保険組合等の保険者、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会並びに都道府県と十分な連携を図り、円滑な審査・支払体制の確保に努める。	保険者証を紛失したこと等により、被災者が被保険者証を提示できない場合における、保険医療機関での受診手続について、関係機関等を通じて周知に努める。 ○ 被保険者の一部負担金等に関する措置 厚生労働省保険局は、国民健康保険制度等における一部負担金等に関する徴収猶予や減免等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。 ○ 保険料納付に関する措置 厚生労働省保険局は、国民健康保険制度等における保険料に関する徴収猶予や減免等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。 ○ 診療報酬等の審査、支払い体制 厚生労働省関係部局は、市町村、健康保険組合等の保険者、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会並びに都道府県と十分な連携を図り、円滑な審査・支払体制の確保に努める。
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
(4) 社会保険料等にかかる納期限の延長、免除 ○ 厚生労働省年金局は、社会保険料等に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。	(4) 社会保険料にかかる納期限の延長、免除 ○ 厚生労働省年金局は、社会保険料に係る納期限の延長について、必要に応じ、措置を講ずる。
(5) (略)	(5) (略)
3 (略)	3 (略)
4 その他	4 その他
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 離職者の早期再就職等の促進 ○ <u>厚生労働省職業安定局長並びに</u>被災地域を管轄する<u>都道府県労働局長及び</u>公共職業安定所長は、武力攻撃災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。 ・ 雇用維持等の要請 ・ 被災者のための臨時職業相談の実施 ・ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談等	(5) 離職者の早期再就職等の促進 ○ 被災地域を管轄する公共職業安定所長は、武力攻撃災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。 ・ 雇用維持等の要請 ・ 被災者のための臨時職業相談の実施 ・ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談等の実施

の実施	
<u>(8) 総合的な相談窓口の設置</u> ○ <u>厚生労働省大臣官房地方課は、必要に応じて、関係都道府県労働局に対し、労働条件や雇用保険、雇用の維持のための支援策等について相談可能な臨時総合相談窓口の開設等について必要な指導を行うとともに、当該取組について積極的に広報を行う。</u> ○ <u>また、厚生労働省大臣官房地方課は、相談件数の統一的な把握のため、本省への報告様式を関係都道府県労働局に示し、関係都道府県労働局は当該様式に基づき大臣官房地方課に報告する。</u>	(新設)
第2節～別添 (略)	第2節～別添 (略)